

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構  
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく  
一般事業主行動計画

令和 5 年 3 月 3 日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づき、女性が活躍できるよう雇用環境等の整備を図るため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

2. 当機構の課題

- (1)管理職に占める女性職員の割合が低い。
- (2)職員の長時間勤務が常態化している。

3. 計画内容

目標1:計画期間内に管理職に占める女性職員の割合を 8.8%にする。

<取組内容>

令和 5 年 4 月 1 日～

- ・女性職員が管理職にステップアップできるような環境整備や制度の拡充を行う。
- ・新たに管理職となる職員に対して管理職育成研修を実施する。

目標2:計画期間内に常勤職員の一月当たり平均残業時間を 13.5 時間以内とする。

<取組内容>

令和 5 年 4 月 1 日～

- ・テレワーク制度の拡充等、通勤の負担軽減や多様な働き方に対応する勤務制度、職場環境の充実を図る。
- ・定期的な時間外勤務時間の実績周知等により、所属長が職員の労働時間を的確に把握する。